

令和9年4月1日から受益者負担金の額を 改定させていただきます。

下水道の整備により、利益を受ける人に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

受益者負担金については、平成6年度に条例を制定し、下水道を供用開始して以降、31年間、負担金額を改定することなく、建設工事を行ってきました。しかし、近年の物価高騰や労務費引き上げによる工事費の上昇に対応するため、負担金額を値上げすることとなりました。

受益者負担金は、固定資産税のように毎年かかるものではなく、供用開始時に一度だけ賦課されるものです。

令和9年4月1日以降に供用開始の対象となる受益者様には、改定後の負担金額で請求することになりますので、大変恐縮ですが御理解をお願い申し上げます。

1戸当たりの負担金額

【改定前】

個人 = 230,000 円
法人 = 3,000 m²以下 300,000 円
 3,000 m²超 400,000 円

【改定後】

300,000 円
⇒ (個人・法人・面積の区分を廃止)

お問い合わせ先

中新川広域行政事務組合
富山県中新川郡舟橋村国重 242 番地
下水道課 TEL 076-464-1315

gesuido@union.nakanikawa.toyama.jp